

## 令和5年度（2023年度）看護職員養成施設運営支援事業費補助金交付要綱

### （目的）

- 1 看護職員養成施設運営支援事業費補助金は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）の運営費について助成し、その教育内容の強化及び充実を行い、もって養成力の拡充を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

### （補助事業者）

- 2 補助事業者は、次の者とする。
  - （1）日本赤十字社
  - （2）社会福祉法人
  - （3）北海道厚生農業協同組合連合会
  - （4）国家公務員共済組合及びその連合会
  - （5）健康保険組合及びその連合会
  - （6）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
  - （7）学校法人及び準学校法人
  - （8）医療法人
  - （9）一般社団法人及び一般財団法人
  - （10）国立病院機構

ただし、（8）及び（9）については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

### （補助事業）

- 3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う看護師等養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営事業とする。

### （補助対象経費）

- 4 この補助金の対象経費は、別表の3欄に定める対象経費とする。

### （補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - （1）別表の2欄に定める基準額に別表の4欄に定める就業状況調整率を乗じて得た額と3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする。
  - （2）（1）の額と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
  - （3）当該事業に要する総事業費及び寄附金その他の収入額を控除した額の算定については、平成11年7月22日付け地医第671号北海道保健福祉部長通知「看護師等養成所運営費補助金の算定方法について」によるものとする。
  - （4）看護師等養成所運営のうえで、緊急的に必要な補修等に係る少額な修繕費は、当該事業に要する総事業費に計上してよいものとする。

### （交付申請）

- 6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、知事が定める日までに、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示500号に定める様式をいう。）以下「保福第〇号様式」について同じ。）に、次に掲げる関係書類を添えて別に定める日までに知事に申請しなければならない。

なお、補助事業者は、補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経

費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（保福第 1 の 2 号様式）
- (2) 経費の配分調書（保福第 1 の 18 号様式）
- (3) 事業予算書（保福第 1 の 20 号様式）
- (4) 資金収支計画書（保福第 1 の 32 号様式）
- (5) 事業計画書（別記様式 1）
- (6) 補助金等交付申請額算出調書（別記様式 3）
- (7) 対象経費の支出予定額内訳（別記様式 4）
- (8) 専任教員給与費明細書（別記様式 5）
- (9) 専任事務職員給与費明細書（別記様式 6）
- (10) 看護職員養成施設運営支援事業（新任看護教員研修事業その 1）計画書（別記様式 7）
- (11) 看護職員養成施設運営支援事業（新任看護教員研修事業その 2）計画書（別記様式 8）
- (12) 看護職員養成施設運営支援事業（看護教員養成講習会参加促進事業）計画書（別記様式 9）
- (13) 実習指導者講習会参加支援事業計画書（別記様式 10）
- (14) 実習指導者講習会参加支援事業（特定分野）計画書（別記様式 11）
- (15) その他別に指示する様式

（交付の条件）

7 この補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減の額が、補助対象経費の額の 10 分の 1 以内であるときは、この限りでない。
- (3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が期限までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事業の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた時を含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙によりその金額（実績報告にお

いて、(10)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (14) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(価格が単価30万円以上の機械及び器具等)については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間)は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (15) (14)の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (16) (15)に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (17) 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
  - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
  - エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
  - オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (19) (18)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (20) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (21) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(22) (5) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補助金の交付)

8 補助金は、規則第 15 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

(概算払申請)

9 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（保福第 1 の 25 号様式）に最新の資金収支計画書（保福第 1 の 32 号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払決定等)

10 知事は、8 の申請に基づき、補助事業の遂行上必要と認められるときは、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、審査の結果資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定内容の変更)

11 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第 1 の 21 号様式）に 6 に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

12 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第 1 の 23 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の進捗よく状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
- (2) その他参考となるべき書類

(補助金の実績報告)

13 この補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（保福第 1 の 28 号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（保福第 1 の 2 号様式）
- (2) 事業精算書（保福第 1 の 31 号様式）
- (3) 事業実績書（別記様式 1）
- (4) 補助金等精算書（別記様式 2）
- (5) 対象経費の支出額内訳（別記様式 4）
- (6) 専任教員給与費明細書（別記様式 5）
- (7) 専任事務職員給与費明細書（別記様式 6）
- (8) 看護職員養成施設運営支援事業（新任看護教員研修事業その 1）実績書（別記様式 7）
- (9) 看護職員養成施設運営支援事業（新任看護教員研修事業その 2）実績書（別記様式 8）
- (10) 看護職員養成施設運営支援事業（看護教員養成講習会参加促進事業）実績書（別記様式 9）
- (11) 実習指導者講習会参加支援事業実績書（別記様式 10）
- (12) 実習指導者講習会参加支援事業（特定分野）実績書（別記様式 11）
- (13) その他別に指示する様式

附 則

この要綱は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 就業状況調整率	5 補助率
看護職員養成施設運営支援事業	<p>次の1から3までに掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 看護師（3年課程）養成所（全日制）</p> <p>（1）基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に4に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員を30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり 15,500円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等地域における看護師等養成所において、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員を養成するとともに、看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行う事業（以下「へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業」という。）実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>（2）基準額B 次のア、イ、ウ及びエの合計額</p> <p>ア 専任教員として、初めて看護師等養成所に就労する者に対する、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修事業（以下「新任看護教員研修事業」という。）実施施設について 受講者1人当たり 340,000円</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>（1）専任教員給与費 （2）専任教員人当庁費 需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 （3）添削指導員給与費 （4）部外講師謝金 （5）委託料（上記教員経費のうち、（1）から（4）までに該当するものとする。）</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>（1）専任事務職員給与費 （2）委託料（上記専任事務職員給与費とする。）</p> <p>3 生徒経費</p> <p>（1）事業用教材費 （2）臨床実習経費（消耗機材に要する経費） （3）委託料（上記生徒経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。）</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>（1）報償費（実習施設謝金） （2）委託料（上記報償費とする。）</p>	<p>養成施設の前年度の卒業者のうち、看護職員としての就業状況により、補助基本額を調整する。</p> <p>看護職員としての就業者のうち、人口10万対看護職員就業数が全道平均以下の第二次保健医療福祉圏（札幌圏を除く）へ就業した者の割合が</p> <p>10%以上 1.1 50%以上 1.2</p>	<p>10分の10以内</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 就業状況調整率	5 補助率
	<p>イ 看護職員の養成に携わる者として、必要な知識、技術を習得させ、看護教育の充実のため看護教員養成講習会未受講者の受講を促進させる事業（以下「看護教員養成講習会参加促進事業」という。）実施施設について受講者1人当たり 270,000円</p> <p>ウ 実習施設で実習指導者として、必要な知識、技術を習得し、効果的な実習指導ができるように実習指導者講習会未受講者の受講を支援する事業（以下「実習指導者講習会参加支援事業」という。）実施施設について受講者1人当たり 40,000円</p> <p>エ 実習指導者講習会参加支援事業（特定分野）について受講者1人当たり 8,000円</p> <p>2 看護師（2年課程）養成所（全日制） （1）基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に4に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員を30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 17,600円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 （2）基準額B 次のア、イ、ウ及びエの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p>	<p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 （1）実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料） （2）看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費、食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） （3）委託料（上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。）</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費参加経費負担金（参加負担分）、代替教員雇上経費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費参加経費負担金（参加負担分）、代替教員雇上経費</p>		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 就業状況調整率	5 補助率
	<p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 270,000円</p> <p>ウ 実習指導者講習会参加支援事業について受講者1人当たり 40,000円</p> <p>エ 実習指導者講習会参加支援事業(特定分野)について受講者1人当たり 8,000円</p> <p>(定時制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に4に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,417,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員を30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり 17,600円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア、イ、ウ及びエの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 専任教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 270,000円</p> <p>ウ 実習指導者講習会参加支援事業について受講者1人当たり 40,000円</p> <p>エ 実習指導者講習会参加支援事業(特定分野)について受講者1人当たり 8,000円</p>	<p>8 実習指導者講習会参加経費 負担金(参加負担分)、旅費(負担分)</p>		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 就業状況 調整率	5 補助率
	<p>(通信制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額 に4に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 17,081,000円</p> <p>イ 総定員が500人を超える養成所 において、専任教員分として定員 を100人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 総定員が500人を超える養成所 において、添削指導員分として定 員を100人増すごとに 1,595,000円</p> <p>エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり 3,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア、イ、ウ及びエの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設 について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 専任教員養成講習会参加促進事 業実施施設について受講者1人当 たり 270,000円</p> <p>ウ 実習指導者講習会参加支援事業 について受講者1人当たり 40,000円</p> <p>エ 実習指導者講習会参加支援事業 (特定分野)について受講者1人 当たり 8,000円</p> <p>3 准看護師養成所</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額 に4に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,080,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所 において、専任教員分として定 員を30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p>			



エ 生徒数に1人当たり  
13,100円を乗じて得た額

オ へき地等の地域における養成所  
に対する重点的支援事業実施施設  
1か所当たり  
973,000円

(2) 基準額B  
次のア、イ、ウ及びエの合計額

ア 新任看護教員研修事業実施施設  
について受講者1人当たり  
340,000円

イ 看護教員養成講習会参加促進事  
業実施施設について受講者1人当  
たり  
270,000円

ウ 実習指導者講習会参加支援事業  
について受講者1人当たり  
40,000円

エ 実習指導者講習会参加支援事業  
(特定分野)について受講者1人  
当たり  
8,000円

4 調整率

看護師等養成所の総生徒数	調整率
生徒数 181人以上	0.92
生徒数 161人以上 180人以下	0.94
生徒数 121人以上 160人以下	1.00
生徒数 81人以上 120人以下	1.02
生徒数 41人以上 80人以下	1.04
生徒数 40人以下	1.06

- (注)
- 1 総定員数は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の生徒数とする。
  - 2 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。
  - 3 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。
  - 4 へき地等の地域は次のとおりとする。
    - (1) へき地等の地域  
人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域と区域に所在するものとする。
      - ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年度法律第5号）第2条第1項に規定する地域
      - イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
      - ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
      - エ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村
  - 5 総生徒数は、養成施設に在籍する全学年の生徒数とする。

